

令和6年度不動産公売概要

売却番号	物件	所在地	地目	登記地積	最低公売 入札価格	公売保証金
1	土地	筑後市大字長崎字田 代203番24 (※登記簿の表示による)	宅地	54.62 m ²	270,000 円	無

内容

1. 非線引き都市計画区域（建ぺい率70%、容積率200%、用途指定なし）です。
2. 南側前面道路5.1m（舗装あり）で、建築基準法上の道路ではありません。
3. 上水道前面道路整備あり ただし、増径を要する場合あり
下水道事業計画区域内
4. 埋蔵文化財包蔵地指定なし
5. 公売財産については現状のまま渡します。
6. 境界については、隣地の所有者と協議してください。
※隣地所有者の連絡先は法務局が交付する登記事項証明書等で調べてください。
7. 市は公売財産において担保責任等は負いません。
8. 地盤調査、地下埋設物、土壌汚染調査は行っていません。
9. 開発（建築）等に当たっては、都市計画法・建築基準法及び条例等の法令により指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合があるので、事前に関係機関に確認が必要です。

公売参加申込

令和6年10月11日（金）～11月1日（金）午後5時15分（必着）までに所定の公売参加申請書を郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参で市税務課へ申し込みください。

※持参の場合 午前8時30分～午後5時15分 期間内の土、日、祝日は受け付けません。

・申請書類は市税務課窓口での受け取り又は市ホームページからダウンロードしてください。受付期間内に申し込みがない場合は、公売入札に参加することができません。

公売入札資格

- (1) 個人又は法人です。
- (2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できません。
 - ①公売物件所有者及び公売に関わる市税務職員
 - ②国税徴収法（以下「法」）の規定により公売参加の制限を受ける者
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号(定義)に規定する暴力団員の者
 - ④地方自治法施行令第167条の4第1項（一般競争入札の参加者の資格）に該当する者

※添付書類

- ア. 個人：身分（身元）証明書（本籍地の市町村役場で発行）
- イ. 法人：法人登記現在事項証明書及び役員名簿一覧
- ウ. 誓約書（暴力団照会）

公売入札

市は参加申込者に対して参加資格を確認して、入札書類を送付します。

令和6年11月21日（木）～27日（水）午後2時（必着）までに入札書類を郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参で市税務課へ提出してください。

※持参の場合 午前8時30分～午後5時15分（27日（金）は午後2時まで） 期間内の土、日は受け付けません。

開札

- (1) 開札日 令和6年11月27日（水） 午後2時30分より
場 所 筑後市役所 第3委員会室
- (2) 公売入札価格が公売入札最低価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者とします。ただし、最高価格で入札した者が複数存在する場合は、再度入札を行い、更に同額になった場合は、くじで落札者を決定します。
- (3) 入札者に対して開札に立ち会うように要請します。立ち会う者がいない場合は市税務課職員以外が立ち会うことになります。

売却決定

- (1) 期日 令和6年12月5日（木）
最高価格申込者の入札価額に次ぐ高い価格による入札者から次順位による買受の申込があるときは、その者を次順位買受申込者として定めます。

買受代金の納付

(1) 売却決定を受けた者（以下「買受人」）は、令和6年12月12日（木）午後3時までに公売代金を納付してください。

(2) 納付方法

市が指定する金融機関口座へ振込み（振込手数料は、落札者の負担とする。）又は市の発行する納付書により納付してください。

(3) 所有権について

買受代金納付後、所有権は買受人へ移転します。

不動産の権利の移転手続き

(1) 所有権移転登記の登記手続きは買受人の請求に基づいて市が行います。「所有権移転登記請求書」に必要な書類を添付して、請求してください。この場合の費用は買受人の負担となります。

(2) 権利移転に必要な書類及び費用は次のとおりです。

①個人：住民票

法人：商業登記簿謄本

②登録免許税相当の印紙又は現金

(3) 権利移転登記請求期限

①提出方法 令和6年12月23日（月） 午後5時15分（必着）までに「所有権移転登記請求書」に必要な書類を添えて、郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参で市税務課へ提出してください。

※持参の場合 午前8時30分～午後5時15分まで 土、日は受け付けません。

(4) 期限後について

期限内に請求がない場合、市は差押登記抹消嘱託のみを行い、権利移転登記は通常売買と同様に当事者間の申請で行うこととなります。

その他

(1) 売却決定の取り消し

次に該当する場合には、直ちに売却決定を取り消します。

①売却決定後、買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納市税等の完納の事実証明された時

②買受人が買受代金を納付期限までに納付しない時

③買受人が法第114条（買受申込等の取り消し）の規定により、買受を取り消した時

④最高価格申込者が法第108条第2項の規定により、売却決定取り消しされた時

⑤最高価格申込者等（※法人の場合はその役員）が暴力団員等に該当する場合

(2) 入札又は買受等の処分停止

最高価格申込者等の決定又は売却決定した場合において、国税通則法第105条第1項ただし書（不服申し立てがあった場合の処分の制限）その他法律の規定に基づき、入札後の手続きが停止される場合があります。

(3) 公売の中止

滞納者が市税を完納すること等により、公売入札を中止することがあります。

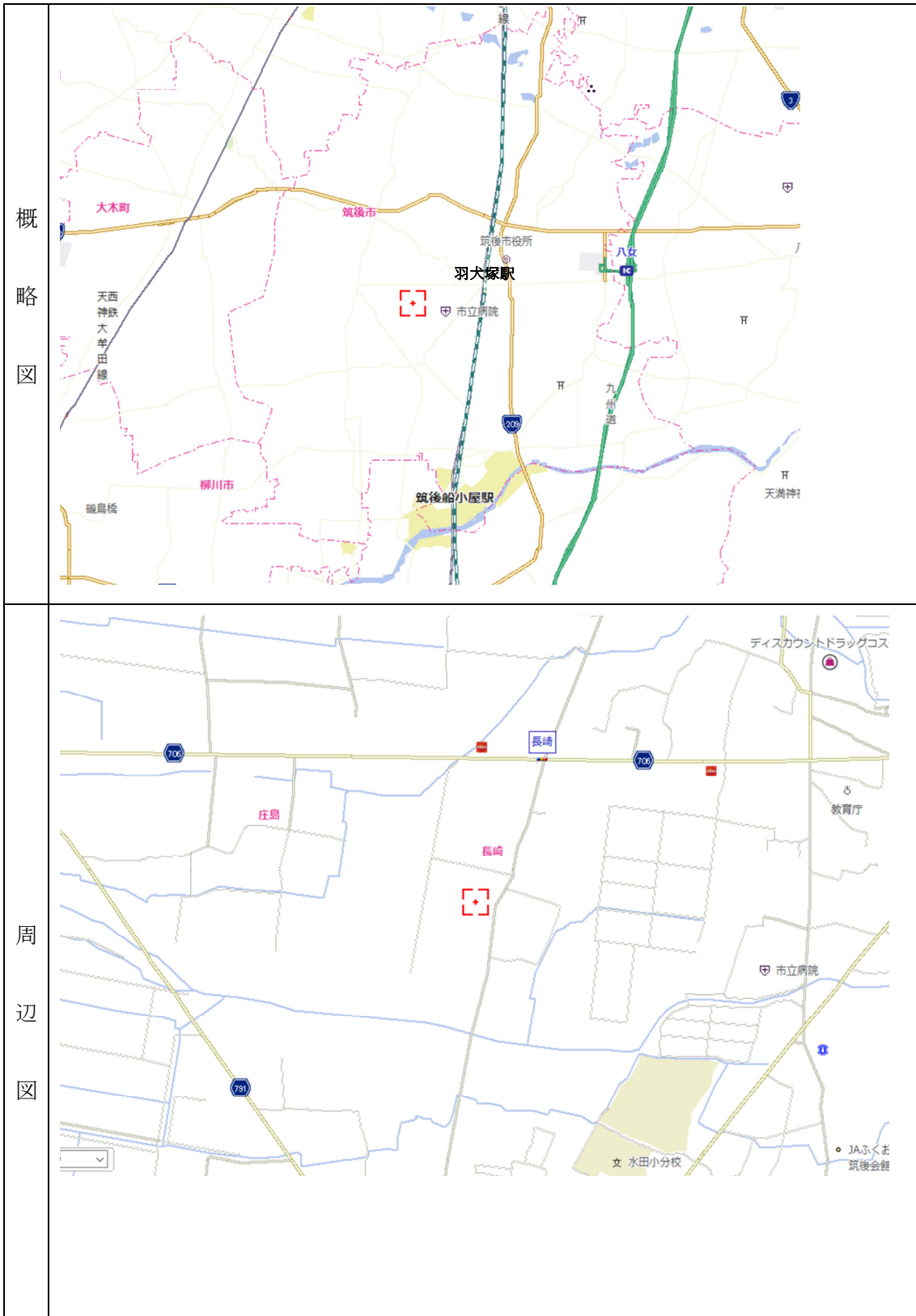
問合せ

〒833-8601

筑後市大字山ノ井 898 番地

筑後市役所総務部税務課徴収担当 (☎0942-65-7011)

公売財産概要



該
当
地



航
空
写
真

